

## ガイドラインとは

本市においては、公共サイン基本計画(以下、「基本計画」という。)を、平成17年に策定し、市内の公共サイン整備についての考え方等を示している。  
 この基本計画を、公共サインを整備する者にとって理解しやすい資料となるよう、内容を具体化しつつ、策定から長期間が経過したことを踏まえ、基本計画の内容に新たな考え方等を補記した手引書として、ガイドラインの策定を行う。

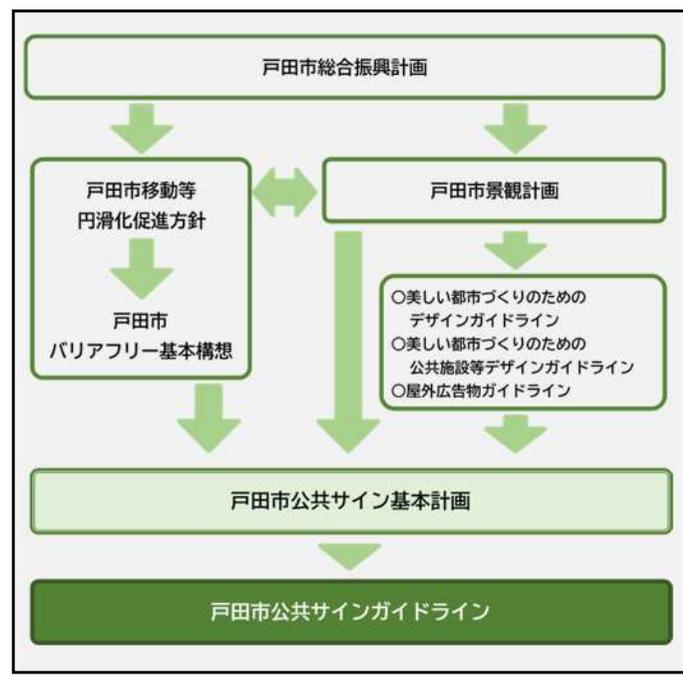
**公共サイン基本計画**

良好な街並みに調和するよう公共サインの標準的なデザイン及び設置の考え方等を定めている。また、設置だけでなく設置後の適切な維持管理等の考え方の記載も行っている。

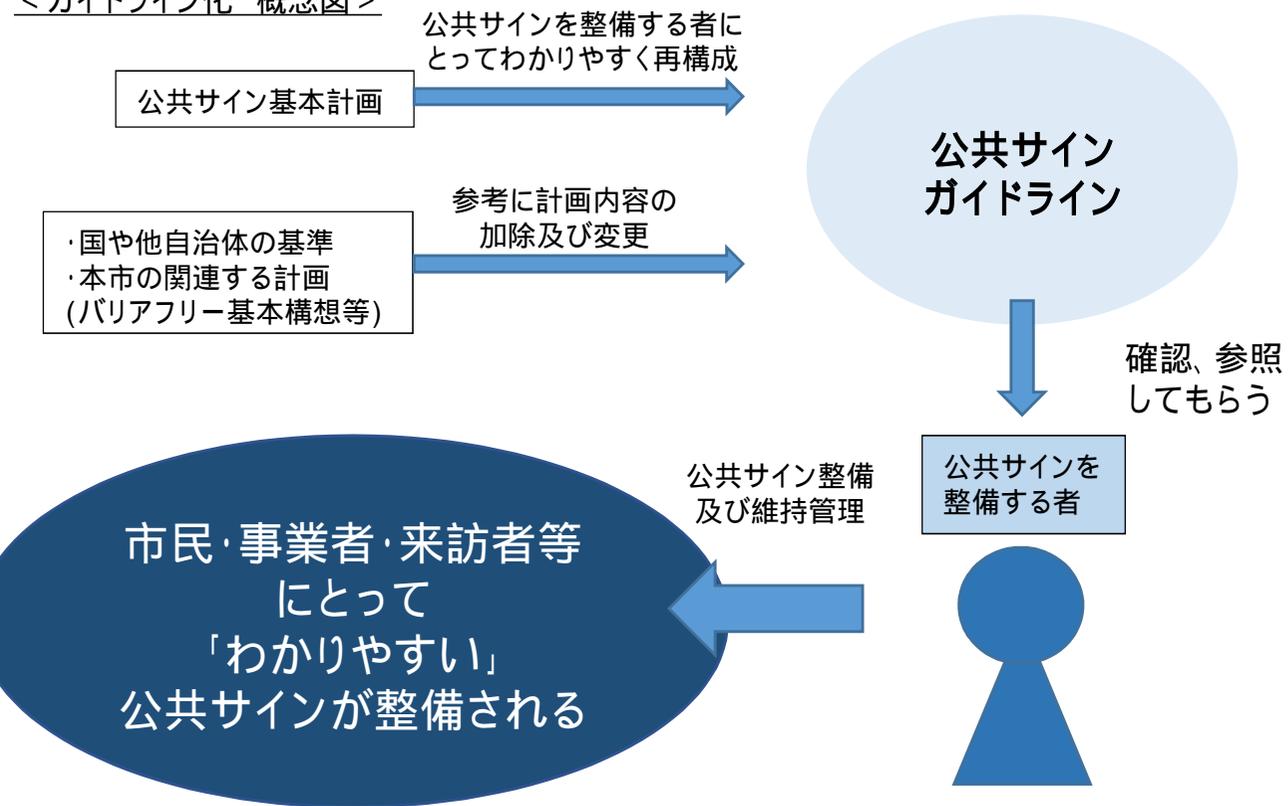


Public Signs

## 計画の位置づけ



### <ガイドライン化 概念図>



## スケジュール

令和6年	6月	景観アドバイザーへ相談
	10月	庁内への意見照会
	10月	都市景観審議会へ諮問(書面開催)
	2月	策定起案
	3月	都市景観審議会へ策定報告
令和7年	4月	ガイドラインの施行

## 主なアドバイザー意見

- ・バリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方を検討して記載すること。
- ・サインを見る対象者が誰なのか、明確にすること
- ・標準デザインについて、既設サインとの整合を図ること

## ガイドラインの適用範囲について

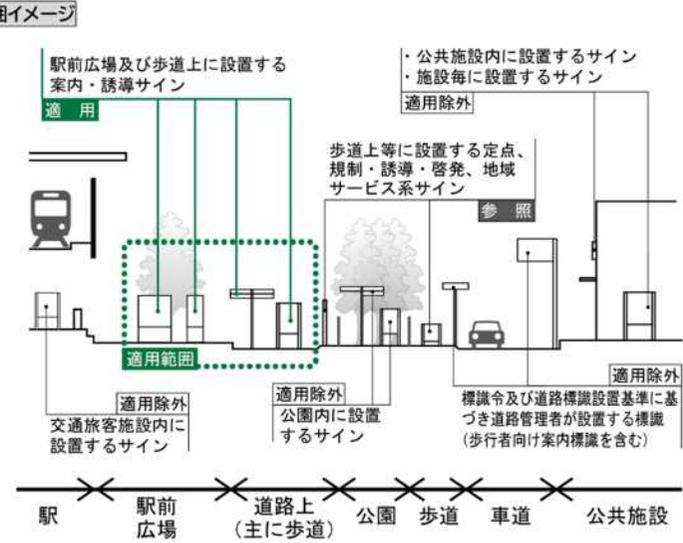
目的地までのサインの連続性が重要となる誘導サイン及び案内サインについては、区分を「適用」とし、デザインを統一していくこととしている。一方で、施設の特性が反映される定点サインや地域性の高い地域サービス系サインについては、区分を「参照」とし、本ガイドラインの考え方を参照しつつ、独自にデザインをしていくこととした。

### < 公共サインの種類 >

種類	機能	該当する内容	表記内容(例)
A. 定点サイン	場所やものを示すもので、その名称を示すことで、他と識別する。	施設名称サイン	市役所、文化会館、市営住宅、小中学校、保育園、公園、河川、橋 等
		通り名称サイン	市内33路線
		行政界表示サイン	戸田市
		地点名称サイン	信号機等に添架されている地点サイン等
		避難場所・避難所名称サイン	小中学校 等
B. 誘導サイン	名称、矢印、距離、図記号等の表記を用いて、利用者を目的地まで導く。	施設誘導サイン	市役所、文化会館、福祉系施設、公園 等
		避難場所・避難所誘導サイン	小中学校、公園 等
C. 案内サイン	周辺エリアや施設全体を示し、現在地との相互関係を示す。	全市総合案内サイン	戸田市案内図 等
		地区案内サイン	各町に設置する街区案内図 等
		駅周辺案内サイン	戸田公園駅周辺案内図 等
		ルート案内サイン	地域資源案内図 等
D. 規制・説明・啓発サイン	当該地域等の様々な規制(防災・安全など)を知らせる。	規制サイン	自転車放置禁止区域、保育園あり注意!、学童横断注意! 等
		説明・啓発サイン	戸田市民憲章、指定文化財説明板、生活簡素化運動 等
E. 地域サービス系サイン	地域サービスに関連する内容を知らせる。	町丁目名サイン	住居表示 等
		町会掲示板	各町会に設置されているもの
		ゴミ集積所用看板	ゴミ集積所に設置されている収集日等を記載したもの
		コミュニティバス停	東循環、西循環、美笹循環

適用範囲イメージ

公共サインの種類ごとの適用区分		
種類	適用	参照
定点サイン		○
誘導サイン	○	
案内サイン	○	
規制・啓発・説明サイン		○
地域サービス系サイン		○



### 適用区分

適用	・道路管理者(市)等が歩道等に設置・管理する歩行者用の案内及び誘導サイン ※公共施設管理者が歩道上及び施設敷地内で歩行者用に設置するものを同様とする。
参照	・市が設置する定点、規制・説明・啓発、地域サービス系のサイン
適用除外	・公共交通事業者が、交通旅客施設内に設置するサイン ・道路管理者が設置する道路標識設置基準に規定された標識 ・公共施設等の管理者が施設内のみの案内、誘導を目的に設置するサイン

## 公共サインの役割を明文化

基本計画には記載がなかった「公共サインを整備する者」に対して、公共サインの意義を理解してもらうために、役割を追加した。

### 役割1 理解しやすさ

・必要な場所に必要な情報を設置し、目的の施設まで円滑な誘導を図るため、誰が見ても理解できるサインとなるよう心がける。

### 役割2 ユニバーサルデザインへの対応

・高齢者や障害者のほか、外国人など、すべての方の利便性に配慮する。

### 役割3 地域らしさ

・公共サインの基本的な役割を意識しつつ、まちの表情をより豊かにするため、イメージカラーや歴史、文化など「地域らしさ」を感じられる表現を心がける。

### 役割4 周囲との調和

・公共サインのデザインや色彩を統一することにより、周囲の街並みや景観との調和を図る。

### 役割5 適切な維持・管理

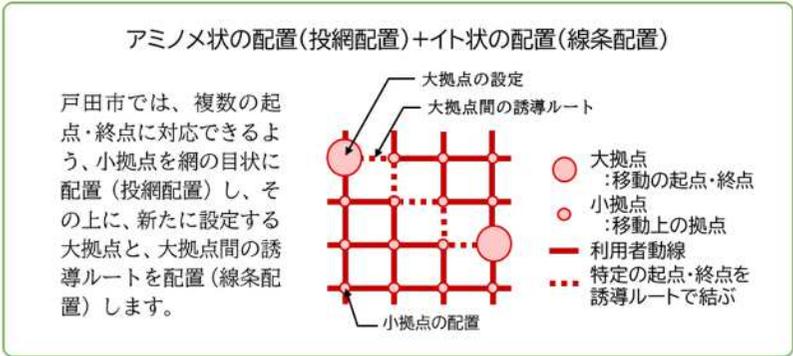
・継続して安全かつ良好な状態を保てるよう、仕組みの整備など適切な維持管理を心がける。

## バリアフリー基本構想との整合

基本計画においては、本市の都市構造、移動特性に着目した配置パターンを示すにとどまっていた。ガイドラインにおいては+ の考え方として、バリアフリー基本構想における生活関連経路上への配置の考え方も追加した。

< バリアフリー基本構想における配置の考え方 >

### < 都市構造、移動特性に着目した配置パターン >



## ユニバーサルデザインへの配慮を追加

誰もが見やすく、わかりやすいサインが整備されることを目的とし、文字フォント、色彩の組み合わせ、ピクトグラムなどの記載を追加した。また、整備担当者のユニバーサルデザインの理解向上にもつながることも期待し、各章において、ポイント形式で考え方の紹介を行っている。

### <ユニバーサルフォント>

UD(ユニバーサルデザイン)フォントとは

・ユニバーサルデザインのコンセプトに基づき、「誰にとっても読みやすいフォント」として作成された書体です。従来の書体から可読性や視認性、判読性が向上しているのが特徴です。

OUD新ゴシック(和文)

とだし 戸田市

OUDリユウミン(和文)

とだし 戸田市

### <誰もが見やすい色彩>

●障害等により見えにくい組合せ  
 ・色覚障害とは、人の目の網膜にある赤、緑、青の3種類の色を認識する細胞のうち、どれかに変異を生じた状態を指します。赤と緑の区別がつきにくいなどの色の誤認が生じる可能性があります。そのため、色覚障害の人が見分けにくい色の組合せの使用は避け、もし、使用する場合は明度を大きくして使用します。(下記参考イメージ参照)

【参考:一般色覚者と色弱者の色の見え方の一例】



### <ピクトグラム>

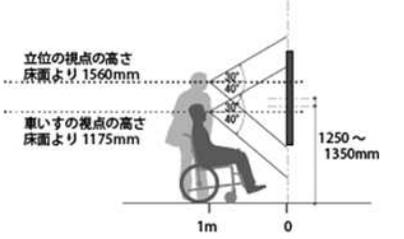


### <誰もが見やすい高さ>

距離と表示面の大きさとの関係性におけるポイント

#### ●視距離(近距離)と表地面(高さ)

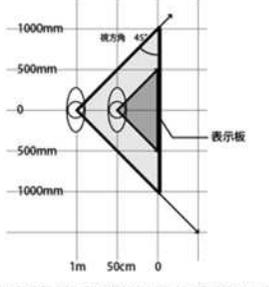
・板面中心の高さは、歩行者など立位の利用者と車いす使用者の視点の中間の高さとされる1350mm程度を目安とするのが適当です。  
 ・情報量が多い地図など、車いす使用者にとって地図の上端部分の判読が困難であると想定される場合については、1250mm程度を目安とします。



※日本建築学会「建築設計資料集成」の通常視野をもとに作成

#### ●視距離(近距離)と表地面(幅)

・視角度(視軸と視対象のなす角度)が45°以下では表示内容の誤読率が増加するため、視角度と視距離を意識した、適切な大きさ(幅)とします。  
 ・地図等の情報量が多い表示面においては、視距離が50cmとし、表示面の幅は1m程度を目安とします。



※「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化ガイドライン/国土交通省」より作成

## 標準デザインの整理

基本計画において、案内サイン及び誘導サインについては、デザインを統一していくことを想定した標準デザインを定めている。一方で、同計画においては、整備にあたって、設計時にさらに詳細を検討することと記載されていることもあり、過去に整備された設置事例は標準デザインとデザインがやや異なっている。個々の整備において、整備担当者の裁量によりデザインが変更されることは、連続したサインの統一性を損なう恐れがあることから、過去に市内に整備されたサインを標準デザインとして設定することで、既存サインと今後整備されるサインの統一を図る。

### 基本計画

A 案内サイン(案内・地区案内)



### ガイドライン



B 誘導サイン(案内・歩車共用)



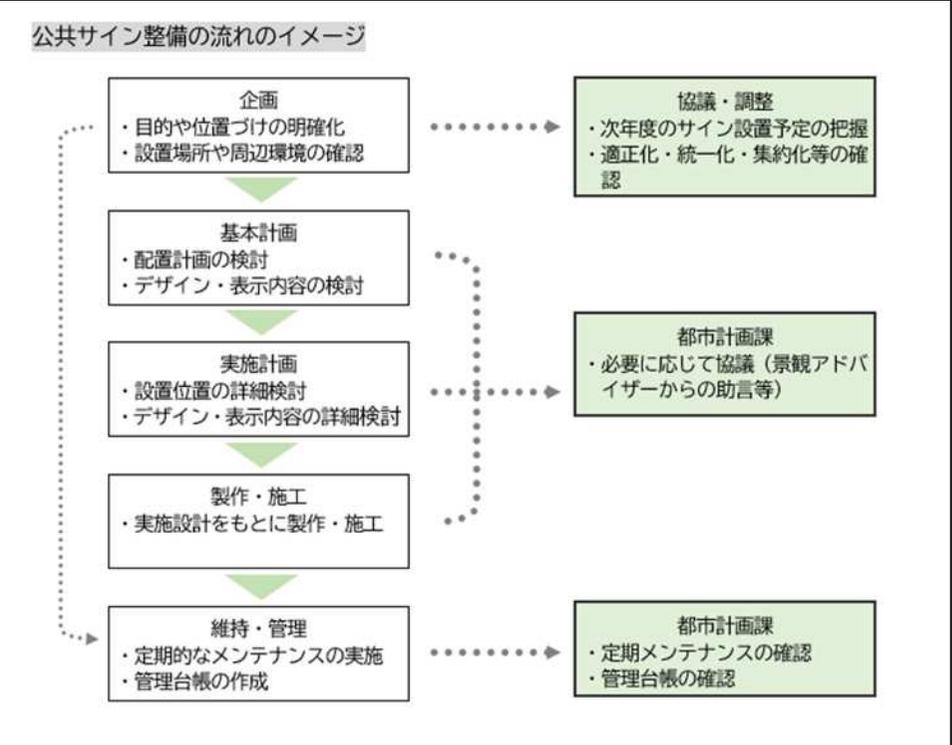
C 誘導サイン(案内・歩行者用 鉄立型)



## 整備から維持管理までの流れを整理

整備時に適切なサインが作成されることだけでなく、整備後についても適正な管理がなされていくことを目的とし、整備時から維持管理までの流れを記載するとともに、具体的な点検方法等を示した。

### < 整備の流れ >



### < 点検スケジュールの考え方 >

点検のスケジュール

清掃・保守点検	年1回程度の定期点検/管理台帳への記録
情報の点検	5年に1回程度とし、必要に応じて盤面更新(施設の更新等は定期的に確認)
構造体の点検	概ね10年に1回程度とし、劣化状況に応じて更新

### < 点検の考え方 >

【参考】安全点検項目(戸田市屋外広告物条例施行規則様式から抜粋)

点検箇所	点検項目
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間
	2 鉄骨接合部(ボルト・ナット・ビス)のゆるみ、欠落
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
	2 側板・表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水
	3 周辺機器の劣化、破損
その他	1 付属部材(※)の腐食、破損
	2 避雷針の腐食、損傷
	3 その他点検した事項

### < 管理台帳案 >

管理台帳案(例)

所管課	都市計画課	更新日	R6年〇月〇日
管理台帳(例)			
設置場所	戸田市本町〇-〇〇-〇〇	サインの種類	案内板
設置日	平成〇年〇月〇日	管理番号	戸標計〇〇番
施工業者	株式会社〇〇工務店	管理方法	直営
作業者名	日付	内容	
	〇年〇月〇日	表示板の内容更新のため点検	
配置図		備考	
		JR戸田公園駅構内 西口デッキ上	
写真			